

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第十二号

昭和三十六年四月十九日(水曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 齊藤 憲三君 理事 龍田 正男君

理事 岡 良一君 理事 岡本 隆一君

有田 喜一君 稲葉 修君

佐々木義武君 谷垣 專一君

西村 英一君 保科善四郎君

細田 吉藏君 石川 次夫君

小林 信一君

出席國務大臣 池田正之輔君

出席政府委員

科学技術政務次官 松本 一郎君

総理府事務官 島村 武久君

官官房長 島村 武久君

総理府事務官 紅 文吉君

科学技術庁長官 紅 文吉君

委員外の出席者

原子力委員会委員 有沢 広巳君

総理府事務官 井上 亮君

科学技術庁長官 井上 亮君

子力局政策課 井上 亮君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局局長 村上 茂利君

災補債部長 村上 茂利君

本日会議に付した案件

原子力損害の賠償に関する法律案

(内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

(内閣提出第一〇七号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。岡良一君。

○岡委員 御多用の有沢先生に委員会に来ていただきまして、このたび、原子力の災害補償小委員会における主査として三年にわたっての御苦心が実りまして、われわれの委員会でも災害補償法案の審議をいたしておるのでございまして、この機会に先生から、この災害補償法案の持つ新しい意義、あるいはまた、この補償法案について今日までの御苦心、また、さらによりよき方向にこれを修正するというようなことができないものか、これは先生の御希望、御期待でございますが、そういう点について率直に承りたい、こう思っております。

○有沢説明員 原子力の損害賠償に関する措置をいたしまして、私どもは、日本の原子力平和利用を進める上におきまして最も重要な基礎的な条件だといふふうに考えておりました、ずいぶん長い間この問題に取り組んで参ったわけでございまして、原子力の平和利用で最も重要なことは、言うまでもなく、原子力の利用が安全に行なわれるということでございます。この面につきましても委員会は十分の考慮を払って、いろいろの措置を講ずるようになつて

ております。しかしながら、そういう安全性に關して慎重な考慮を払って、これなら大丈夫だといふところにおきまして実際に平和利用を行ないます場合に、たとえは過失であるとか、あるいはまた人間の知識が及ばなかったような部分において何らかの事故が起こるといふことも考えておかなければならぬ点であります。原子力発電につきましては、そういう危険の起こる確率というものは、おそらく百万分の一とか千万分の一というふうな、計算上では一応そういうことが言えると思ひますけれども、実際の生活におきましては、ほとんど危険がない、こういうふうな言つてもよろしいかと思ひます。しかし、今申しましたように、運転者の何らかの過失、あるいは人知の及ばなかった領域におけるできごとによりまして事故が起こるといふ場合をも想定いたしまして、その場合、十分損害の補償が第三者に対して与えられるような措置を考へておくということが、また原子力発電の事業を進める上において大へん重要な、不可欠な要件である、こういう趣旨から、今回原子力損害の賠償に関する法律案を考へてみたわけでございまして、その観点から、この賠償に関する法律案の考え方基礎になつた点を若干お話し申し上げまして、岡委員の御質問にお答えを申し上げたいと思つております。

原子力の事故が起こりまして損害が発生した場合に、第三者の損害を十分に、かつ迅速に補償することができ

るようなことを眼目にいたしておるのであります。従つて、いろいろその場合に考へべき問題が生まれてくるのであります。第一には、その損害の賠償に当たる者、責任者をどうするかといふことでございますが、それは原子力事業者の責任に全部を帰せしめるといふことを考へております。そして、その場合におきまして、責任がほんとうに客観的にオペレーターの方にあるのかないのかというふうな問題につきま

しては、むしろ、現実にはそういう問題が起こるかもしれないけれども、第三者に対する損害賠償ということに關しましては、無過失責任をこの事業者に課せしめるといふことで、疑念のないように取り計らつておるわけであります。ですから、その事故損害につきましましては、法律上の訴訟をもつて初めて決定するといふふうなことではなく、いやしくも、そこに原子力事故があつて第三者に損害を発生せしめた場合には、その責任は、無条件に無過失責任としてオペレーターの方に帰せしめる、こういうことにいたしております。それでありますから、原子力事業者といつたしましては、全部の責任を一身に引き受けることになつたので、万々一そういうことにはないわけでござい

ますけれども、かりに、これが発生した場合におきましては、原子力の損害の特性をいたしまして、場合によりましては、かなり巨額の損害に上ることがあり得るわけであります。従つて、事業者が無過失責任を全面的に課

するといふことになりまして、場合に

よりましては事業者が支払い能力がない、あるいは支払い能力があるといつたしましても、事業者としてはほとんど倒産のほかにない事態に陥ることも考えられます。そこで、事業者が一応法律案では責任を引き受けておりますけれども、実際の支払い能力につきましては、その危険を事業者としては他に分担してもらわなければならないようになつてくるわけであります。また、この法律案の考え方もそういうふうになつております。すなわち、原子力保険に加入いたしまして、発電事業者といたしましては、原子力保険をつけていたいて、その保険金の支払いを

もつて第三者の損害を賠償する、こういうことは、一方におきましては、第三者に対する損害を十分カバーすると同時に、事業者の非常に大きな責任をこういう方法で軽からしめていく、つまり、事業者をいたしまして、年々保険料を払えば、自分が引き受けてゐる大きな責任を一応果たすことができる、そういう態勢に持つていきたいと考えたわけでございまして、ところが、何分にも、原子力の危険率の計算が今日のところまだ科学的に行ない得ないような状態でありまして、原子力保険業をいたしまして、そうそう無制限に危険を引き受けるということができない。ことに、御承知のように、原子力保険業となつて、いずれも再保険制度を世界的にとつております。日本

の保険プールにいたしまして、引き

とる

とる

とる

とる

とる

とる

受けた危険を全部保険プールで引き受けるわけではありませんが、イギリスなりその他の原子力保険業者がこの危険を分担してもらうという制度になっております。ことに原子力保険におきましては、そのことが最も重要なことに相なっております。そこで、日本の原子力保険プールもこれをイギリスの再保険に出すわけですが、いまは、イギリスの原子力保険といふことは、一つは、その引き受け得る保険額におきましても制限がありまして、また、いろいろの面におきまして引き受けかねる危険があるわけでありまして、現実には、日本の場合におきましては、国際原子力保険プールといふにしても、そう巨額の引き受けを、再保険として引き受けることができない。日本の保険プールといふいろいろ相談した結果、これが大体五十億円程度ということに相なってきたのであります。それで、五十億円は、原子力事業者といふことは、その責任を保険プールに肩がわりをしても、そういうことができるようになったわけでは、ただ、その危険の中で、保険プールが引き受け得ない危険が幾つかあります。それは、たとえば地震の危険であるとか、あるいは告知義務違反の危険であるとか、そういう客観的な危険、主観的な危険があるわけではあります。そこで、そういう五十億円の範囲内におきましても、今申し上げましたような客観的な危険から発生した損害、または主観的な危険から発生した損害につきましては、保険では見えてくれないという次第でありますので、この保険の穴になる部分を一体どうするかということが一つの問題に

なってきたわけでありまして。なるべくそういう穴のないように、保険で十分危険を分担してもらいたいということには、われわれは非常に強く希望いたします。今申し上げましたように、保険、特に原子力保険につきましても、国際的な保険市場に再保険としてこれを出さざるを得ない関係にあります。そして、その再保険市場といふことは、ロンドンの言い分をある程度聞かなければ、日本の保険プールもこれを引き受けることができない関係にあります。そこで、私どもは、最後の手段といひまして、この保険の穴になっておる部分につきましても、それが保険の穴だからといって第三者の損害のめんどろを見ないわけには参りませんし、また、その点が保険の穴になっておるから事業者がそれを負担すべきであるというふうに申すこともできません。そこで、今回は、国家と事業者との間に国家補償契約を結んでいただきまして、そういう穴につきましてもは国家がめんどろを見よう、そういう方針をとられて、従って、この点におきましては、五十億円までの損害につきましても、保険と国家補償契約に基づく支払い、この二段階がまえの措置を講ずることになったのであります。大体私どもは、損害が五十億円以内の点におきましては、時効といひましようか、後発性障害に対する損害も十分これを補てんすることができるよう措置になつておると考えております。

次は、損害が五十億円以上上つた場合に、それでは一体どうなるかというところでありますが、法案の建前から申しますと、一応全部原子力事業者が第三者に対する責任を引き受けていくことに相なるのであります。そういういたしますと、五十億円以上の規模の損害というところになりますと、これはそう起り得ないとも言えるのであります。すけれども、しかし、何分にも、先ほど来申し上げております通り、万が一といひましようか、実際に事故が起つた場合を想定しての措置を考へておるし、また、考へておく必要があると思ひますので、その五十億円以上の損害が起つた場合に、これを原子力事業者の責任であるといひ切つてしまつておいたのでは、原子力事業は成り立たないようなことに相なろうと思ひます。つまり、そんな大きな損害を引き受けるような原子力発電会社といふふうなものを企画する人はおそろくなくなつておると思ひます。また、かりに、ありましても、おそらく財政的にもきつめて基礎の弱い第二会社みたいなものを作つて、そうしてこの原子力発電事業をやる、つまり、法律をくぐるわけではなないにいたしまして、法律をなすべくうまくかわしていくような方法を講ずるおそれもあります。それは原子力発電を大きく育てるゆゑんではないと考へるわけでありまして、そこで、本来ならば五十億円以上というふうな損害が発生した場合には、国家がこれを補償してくれれば、等しいわけではございますが、しかし、何もかも、いつも国家におんぶするということと一考へますので、大蔵当局ともいろいろ御相談を申しました。結局、五十億円以上の損害につきましても、国家が原子力発電事業の発達を考へて、また、

損害状況をも考へて、原子力事業者が大きく負担しておる責任を緩和するたに政府の方で何らかの援助をする、こういう考へ方を打ち出したのであります。むろん、その援助する場合におきましても、損害の報告を国会にするとか、あるいはその跡始末といひましようか、国家が援助する場合の跡始末が一体どうなつておるかということをも国会に十分に諮りいたしますし、また、他方、原子力委員会におきましてもその意見を政府に提出するといふふうなことも考へまして、国家の原子力事業者に対する援助を通して第三者の損害賠償に当たるにあたりまして、なるべく遺漏のないようにといひ考へ方をいたしておるのでございまして、まあ、ほかの国の損害賠償につきましてもいろいろの特徴を持つておるようではございますが、日本の場合におきましても、保険に入るのは各国共通でございますけれども、この五十億円以上の損害をどう第三者に対して賠償するかといふことにつきましては、日本の場合は、今申し上げましたように、それ以上のものは、政府が原子力事業者に対して事業の発展のために援助をする、そうしてその場合には、政府が国会に対して報告し、政府も国会の意見を聞く、また、原子力委員会も独自の立場で、政府にこの五十億円以上の損害に対する賠償措置についての意見を申し上げる、こういうことで、

第三者——これは非常に起り得ない場合ではございませうけれども、その第三者に対する賠償を十分にやつていくようにいたしたい、こういう考へ方をいたしておるわけでございます。大ざっぱなお話しをもつて岡委員の御質問にお答えすることになりましたが、また御質問がありましたならば、御質問に應じてまいりたいことをお答えいたしますことにしまして、一応私のお答えを終わります。

○岡委員 いろいろ御苦心のほどは十分承りました。私はこの法案の基本的な若干の点について、主査をしておられた有沢先生に一応伺ひたいと思ふのですが、第一には、昭和三十四年の十二月十二日に、原子力委員会原子力災害補償専門部会、これが原子力災害補償専門部会答申書といふものを提出しております。この答申書はこの法案に完全に生かされておるかどうか、この点でございまして、先生の御所見を承りたいと思ひます。

○有沢説明員 私の考へでは、その骨子になつておる点は生かされておると思ひますが、この答申につきましても、その四ページのところにありますように、委員でありました主計局長が三及び四の項について、それから石野銀行局長が、第二項の(2)のうち、損害賠償措置として認められる責任保険契約の内容は、政令で定めることとする。及び同項の(3)のうち、責任保険契約の締結の拒絶に関する適当な措置の区分について、それぞれ態度を保留したといふことになっております。この二人の委員の保留のもとにこの答申が行なわれております。そして、二人とも大蔵省の方でありましたので、結局、問題は、大蔵省との間で話を進めるということになつたわけでございます。

○岡委員 大蔵省の主計局長あるいは銀行局長の石野委員、この両氏が態度を保留された部分、特に主計局長が保

留された第三項、第四項は、この答申の重要ななめではないかと私は思うのです。ところが、御提出の法案ではこれがたして生かされておるのかどうか。まず、援助という表現が、具体的な内容としてどういふものをさしているのかという点でございいます。

○有沢説明員 国家の原子力事業者に対する援助にはいろいろのやり方もあると思いますが、私は、国家が援助をする場合、お金を支出するということが一つの大きな援助だと思ひます。また、災害の事情によりましては、五十億円以上といひました場合に、五十億円とか二億円とかいふふうな、割合に五十億円をこえる部分が小さい場合には、必ずしも国家自身が一億円、二億円の金を事業者に援助として提供しなくとも、場合によりましてはその事業者が負担することもできますが、ただ、その負担するについては、融資を仰ぐというふうなことも起こり得ると思ひます。ですから、その援助の仕方は、形としてはいろいろ考えられますが、ともかくも、原子力事業者がその五十億円以上の損害でもうやうやいけないうふうになる致命的な打撃をこうむらないような形にしなければならぬ。その目的が達成されるような方法、形式で国家が援助するということが相なるうと思ひます。そういうことでありますから、大蔵省はなるべく金を出さない方がいとお考えになりましようが、委員会が独自の意見を政府に提出するというのも、その場合においてどういふ形のものか適切であらうかということについての意見も述べることにならうと思ひますし、また、

国会に政府がいろいろな報告をするというところ、国会の御意見を政府に直接お述べになる機会を作る、こういう趣旨でございまして、援助の方法、仕方というものは、その場合その場合において適切ないろいろな形があるというところを私どもは予想いたしてあります。

○岡委員 万一、あつてならないことだが、大きな災害が発生した場合、当然、事態を国会に報告し、さらに、所要の予算を政府は国会に要求しなければならぬと思ひます。その場合の政府の権限と責任を明らかにしておく必要があると思ひます。単に援助ということでございまして、たとえば、大正十二年九月の関東大震災の事例を私調べてみますと、暴利取締令を出す、あるいは債務支払いの一定期間の猶予、俸給の繰上げ特例、所得税、営業税、輸入税の免除または軽減、罹災者の緊急輸送、罹災地入居の制限、こういう緊急措置をやつておる。一方では、帝都復興院、帝都復興審議会、帝都復興計画法等の法案を国会に提出されて、復興の仕事をやつておられる。ところが、万一にも原子力災害というふうなものが若干大規模な形で起こりますと、震災のように一ゆれして済んだというわけにいかないのです。そこには、やはり国家として相当の財政支出を必要とする。援助ということになれば、今私が言った関東大震災の場合に政府がとられたような、いわば災害援護法、扶助法的な政策というものが、われわれには援助ということからすぐ印象づけられる。答申書ははっきり国家の補償をうたつておる以上、やはり援助でなく、補償という原則を打ち立

て、いざ、まさかのときには政府の責任を明らかにすべきである、こう私は考える。ここにこの損害賠償法の一つの問題点があるのではないかと。率直に申し上げて、主査としての先生はこれで満足なかどうか、この点を一つお聞かせいただきたいと思います。

○有沢説明員 五十億以上というふうな巨大な災害が起こった場合に、第三者の損害を賠償する仕方の一等簡明な方法は、全部国家が補償するのだ、こういうことであらうかと思ひます。しかし、その場合において、大蔵省あたりで考えられるのは、五十億円以上の損害は、五千万円でも一億円で全部補償するの、さうしなくてもいいのじゃないか、こういうことを言われるわけですが、なるほど、五千万円や一億円——五十億円というのは、何もそこに非常に根拠があつてきたものではななくて、先ほど申し上げましたように、保険業界の危険に対する判断から五十億円というものがきまつてきたわけですが、ですから、私は、もっと三百億円とか五百億円くらいに保険をつけることができるならばということもすべし、なん話をしてみたのですけれども、これはどうしても国際的な取りきめから、さういふわけにはいかないのだ、保険業界の支払い能力からいって、さういふことはできない、保険業界の最大の支払い能力は五十億円であるということとできまつてきておる五十億円でございいますから、そこにあまり一つの科学的な根拠というものはないということですが、それをちよつと越えたところの場合を持ち出されますと、それはむしろ国家だ、こういうふうに言うわけにもいかない点がある。ところが、それ

に反しまして、今、岡さんの事例に出ましたように、関東大震災のような大事故が起こつて、その損害が非常な巨額に上つた場合、この場合には、保険が三百億円とかいふふうになつておりまして、むろん、とてもそれで片づくとも考えられない。やはり国家としてその損害に対するめんどうを見ていかなくちゃならぬ。ですから、援助という言葉は、一方から見ると、損害の補償というものと比べますと、言葉の上からは大へん弱いようございまいすけれども、しかし、その包摂している内容は、かなり弾力性のある内容を持つておると考えることができると思ひます。私は、最初、五十億円以上の損害の場合には、もうすぐ国会にそれを報告して、国会でお取りきめを願つたらどうか、こういうふうな考えを願つた。けれども、さういふやり方は、むしろ日本の場合には適切でない、やはり政府の方から何か案を出さなければいけないのだ、こういうお話でありましたので、政府からどういふ第三者補償のための援助をするかという案を作られてこれを国会に報告する、損害の報告と、さういふ案の報告をして、国会でそれを一つ御決定を願う、さういふ方法が結局実情に適したことになるのではなからうか、実はさういふふうな考えまして、大蔵当局のおしやうに、五十億円をちよつとこえたように、そこで国家が全部責任を負うというのとはおかしやないか、さういふ事例を引き出しての反駁でございいます。その逆の場合には、むしろ、私の方は国家補償がいいじゃないかというふうな考えのわけですが、さういふ場

合をも両方含めた形のものとして考えますと、もっと弾力的な内容を持った援助ということでも差しつかえがなからう、さういふふうな考えたわけでありまう。

○岡委員 この点は、いづれ大蔵大臣に御出席を願つて、大蔵省としての腹づもりをわれわれははっきり承つておかなければならないと思ひます。

原子力局長にお伺ひしますが、今年度予算には、やはり国家の補償について若干の予算が計上されているやに聞いておりますが、いかがですか。

○紅政府委員 債務負担行為といひまして二十億円の金を計上しております。

○岡委員 二十億計上された積算の基礎は。

○紅政府委員 本年損害賠償の対象になりますところの炉の出力等を勘案いたしまして、それを根拠にいたしまして出しております。

○岡委員 出力を根拠にすることはわかつてゐる。では、出力を根拠として、具体的にどういふ計数をはじいて二十億という数字になつたのか。

○紅政府委員 完全な積み上げ計算というところではございせん、大体現在稼働するところの炉を考慮して、二十億程度度考へるのがいいのではなからうかというところでございます。

○岡委員 非常に、俗にいうどんぶり勘定で、どうも何ですが、それでは有沢委員にお尋ねします。

さらに原子炉が今後幾つも稼働いたして参ります。さういたしますと、やはりこの計上された債務負担行為としての補償のための国の財政支出は増額されなければならないと思ひますが、

この点についての見通しを一つ。

○有沢説明員 予算に計上しております債務負担行為の二十億でございますが、これは、現在というか、ことしじゅうに稼働する炉に対して国家補償契約を結ぶ場合のその金額の総計になって参ります。ですから、来年度稼働する炉につきましては、来年度の予算にまたそれを計上することに相なろうと思ひます。

○岡委員 従つて、その場合に、やはり原子力委員会としては、予算要求をされる以上、かりに、その基準の一つとして、その炉の熱出力を基準にされることも当然だと思ひますが、そういう一つの基準をはっきり設けられる必要があるという点なのです。今のお話では非常にばく然とおるので、かりに、熱出力のどれだけのものが幾つできて、それについて、熱出力何キロについてどれだけの補償という基準が何もできておらないというようなことは、国の財政支出としては、私は根拠が非常に薄弱な状態と思ひるので、その点をぜひはっきりと定めていただかなければならないと思ひますが、お取り扱いについての御方針を承りたいと思ひます。

○有沢説明員 お答えいたします。

その点は政令で定めることになっておりまして、案の程度でございますが、一、二キロ以上のものについては幾ら、百キロから一、二キロまでの間は幾らと、それは研究用のものが多いでしょうから、比較的安く見ております。とにかく、まだほかに検討すべき問題がありますので、まだ一応の案の程度でございまして、いづれ政令ではっきりきめることに相なっております。

して、それがきまりましたならば、それに基づく予算を毎年々々計上していくことに相なるわけでございます。

○岡委員 それから、この答申の第四項でございますが、答申では、原子力損害賠償処理委員会というものを設けるべきだということがうたつてある。この処理委員会は行政委員会としての権限を持たせなければならぬということになっております。そして、この委員会の行った裁判に対する不服については、高等裁判所に対する不服の訴えのみを認めるなど特別の措置を講ずべきであるということが強く主張されております。ところが、御提出のこの法案を見ますと、原子力損害賠償紛争審査会というものが設けられる。審査会は「原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合における和解の仲介を行なわせるため、政令の定めるところにより、云々、その機能も、紛争についての和解の仲介を行なう、さらに、原子力損害の調査及び評価を行なう、そして、これらに關して必要な点は政令で定めるところで、どうも答申が主張しておられるの非常に強い行政委員会としての権限を持った原子力損害賠償処理委員会が、きわめて後退をしておるといふ印象を私は受けるわけで、一体、こういう程度の、いわば権限としては、答申に比べて低い権限を持つておられる損害賠償紛争審査会、適正な、あるいは力強い和解の仲介が行なわれるのか、迅速な損害の調査が一体行なわれるのかといううな点に私は非常に疑義を持たざるを得ないわけでございまして、この点についての有沢委員の御所見いかん。

○有沢説明員 最初に、この部会での討論では、この答申書にありますように、行政委員会を設けて云々ということとでございましたが、行政委員会ができてきまして、この損害発生というものが、われわれとしてはほとんど考えられないものであつて、従つて、審査会というふうなものを設けてまして和解をさせるということが一つ、もう一つ、原子力損害の調査及び評価につきましては、それぞれ特別の機関を設けましてこれをこなしていくことである程度十分でないだろうか、常置の行政機関を設けておくというふうなことを考えるのはあまりリジッドに過ぎる、こういうふうな意見も一方にありまして、結局われわれはその方をとることにいたしました。行政委員会はだんだん制度の上からいってもなくするよう形に進んでおりますので、いわんや損害発生ということにつきましては、ほとんど考えられない場合でございます。それを初めから行政委員会を設けて、常置機関として活動せしめていくといつても、實際そう仕事がないじやないか、こういうことになりまして、従つて、調査、研究、評価の基準を設ける、基準をどういうふうにするか、損害の調査の方法をどういうふうにするか、それから評価の基準をどういうふうにするかという点につきましては、科学技術庁の原子力局の方にそういう機関を設けてやるつもりでございます。實際損害が起つて、その賠償を行なう場合には、これはいろいろ紛争が起るため得るわけでございまして、その紛争のために賠償の支払いが長引くというふうなことがあつては困ると思ひます。そこで、その紛争処理の仕事とい

うものは、現実の場合には大へん重要な問題であらうから、このことはちゃんとしたことにしておこう、ちゃんと規定しておこうというので、この十八条を起したわけでございまして、専門部会においては行政委員会を設けるという議論もかなり強く出まされて、答申書にはそういうことになっておりますが、それは少しリジッドに過ぎるのではないかと意見もあつたにはあつたわけでございまして、法案では、少数意見でしようが、その少数意見の方が採用されておるわけでございます。

○岡委員 御事情も若干わかりますが、しかし、御存じのように、ウィンズケールの事故の場合、たまたま私は事故の翌日にロンドンに到着いたしました。事故が起るとすぐ、当時のイーデン首相が三名四名の委員を任命いたしました、そして調査と損害の評価をみんなヘリコプターを飛ばして実に迅速に行なつておる。最近のアメリカのSL1炉についても、原子力委員会の委員が現場に飛んで、非常に責任ある迅速な行動をやつておる。問題は、形式的な権限ではなく、この損害の評価などについては、もちろん、適正な基準を原子力委員会が設けられることは当然でございます。基準に当てはめて、事実起つた災害についてはどの程度の評価をすべきか、これはよほど権威ある機関をもつて迅速にやらなければならぬ、これが各国の事例のようでございます。特に、またわが国の場合、国民感情もありまうので、このような措置をぜひとるのだ、このような御決意でおられるのか、これは政府の委員長の御決意も承

りたいのでありますが、有沢先生の御所見も承りたい。

○有沢説明員 實際に事故が起つたという場合になりましたらば、むろん事故の原因の調査、それから損害の評価といふことを、迅速にしかも、厳密に行なわなければならないと考えておりますので、それに対する手配といひますか、準備といふものは、原子力局の方で、委員会がこれを指導して研究中でございます。ですから、それがもし起りますならば、すぐさま出動していただいて、そして事故の調査並びに損害の評価といふものをやつていただく、それは非常に重要な点でございますから、私どもも十分配慮しつつあるところであります。

○岡委員 先ほどの国家補償のための債務負担行為として計上する要求予算の基準をどういうふうにするのかという点を、具体的な資料として出していただきたい。それから、今、有沢先生のおっしゃつた評価の基準あるいはその調査のための出動体制等について、原子力委員会なり原子力局として、この程度の心がまえがあるのだというふうなことを、次の機会でもいいからはっきりお示し願ひたいと思ひます。

有沢先生に一つお尋ねをいたしますが、この法案の第一条に目的がうたわれております。被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。これは、やはり何といつてもまだ非常に不可知な分野をたくさんかかえておる原子力の開発でございまして、われわれは潜在的な危険性というものを予想しなければならぬ。そこで、その立場から、この

りたのでありますが、有沢先生の御所見も承りたい。

○有沢説明員 實際に事故が起つたという場合になりましたらば、むろん事故の原因の調査、それから損害の評価といふことを、迅速にしかも、厳密に行なわなければならないと考えておりますので、それに対する手配といひますか、準備といふものは、原子力局の方で、委員会がこれを指導して研究中でございます。ですから、それがもし起りますならば、すぐさま出動していただいて、そして事故の調査並びに損害の評価といふものをやつていただく、それは非常に重要な点でございますから、私どもも十分配慮しつつあるところであります。

○岡委員 先ほどの国家補償のための債務負担行為として計上する要求予算の基準をどういうふうにするのかという点を、具体的な資料として出していただきたい。それから、今、有沢先生のおっしゃつた評価の基準あるいはその調査のための出動体制等について、原子力委員会なり原子力局として、この程度の心がまえがあるのだというふうなことを、次の機会でもいいからはっきりお示し願ひたいと思ひます。

有沢先生に一つお尋ねをいたしますが、この法案の第一条に目的がうたわれております。被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。これは、やはり何といつてもまだ非常に不可知な分野をたくさんかかえておる原子力の開発でございまして、われわれは潜在的な危険性というものを予想しなければならぬ。そこで、その立場から、この

「被害者の保護を図り、一体これがこの法案の目標なのか、あるいは「その原子力事業の健全な発達に資すること」が優先的な目標なのか、これは、いわば二律背反的な一つの目標になります。原子力委員会としては、一体重点をどちらに置いておられるか、この点を一つ承りたいと思います。

○有沢説明員 原子力の発電につきましても、一方においては、発電事業そのものは民間がやり、必ずしも民間がやらなくてもいいのですけれども、民間もやるということになっております。他方、被害者の場合は、それが国家の事業であれ、民間の事業であれ、いずれもそういう原子力発電という事業がそこに興ったがために発生する損害でございます。ですから、この法律の基本的には、まずもって被害者の保護をはかり、それから、事業者が民間の場合においては、その民間の事業が成り立っているように保護をはかる、こういう考え方になっておるわけでございます。ここに「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する」ということを目的にしておるこの順序の通りお考え願っていただくと思います。

○岡委員 原子力災害から公衆の安全を守り、また、損害を、原子力事業者並びに必要な場合は政府が出勤して補償をする、これがこの法案の重点である。そこで、お尋ねしたいことは、これは先生がいつもお説きになることでございますが、今は技術革新の時代で、新しい生産手段というものがどんどん開発される、それに伴って、地域住民なり社会に対していろいろな影響を及ぼす、これが社会的衝撃ともい

れ、また、自然科学の社会に対する挑戦ともいわれておるというようなことを先生から私も聞きしたことがございます。そこで、当然現代の政治の大きな課題は、この衝撃、この挑戦をどう調整をしていくか、緩和していくかというところが、この技術革新の時代における政治の大きな課題になってきたということも、私もその通り同感であります。そういう趣旨の上に立つてこの法案というものが提出をされておる、これがこの法案提出の基本的な根本の精神ではないか、こう私は思っております。その点について先生の御所見を承りたいと思

○有沢説明員 岡委員からおっしゃられた通りですが、私も考えておるこの法案の根本方針だと考えます。○岡委員 そこで、若干私どもの立場から思うことなんです、何しろ技術革新の時代には、そのプラントの規模と申しましうか、ますます巨大化する、従って、なお巨大な資金が要る、そういう形で、雪だるまがふえていくような形において産業経済構造の中におけるいわゆる寡占支配というものが強化されてくる。現在政府は、その所要の資金について、いろいろな金融機関を通じて政府資金を投入しておる、あるいは日常において、法人税について特別な措置を講ずる、あるいは特別償却制度などを設ける。さて、しかし、この私企業など、今度は災害を一般公衆に及ぼすような事態を起こしたときに、国がさらにこれに対してバツク・アップするということに私は一つの矛盾といふまいか、感ぜざるを得ないのです。この点、一般原則を、

日本なら日本の今日の社会構造の中でどう調整するかというところに一つのめどがあるのではないかと、ポイントがあるのではないかと、思っているわけでございますが、先生の御所見をお聞きしたいと思います。

○有沢説明員 岡委員の御質問は、科学技術の革新の時代に、その科学技術の革新を担当していくのが何人であるか、また、何人であつたがいかという御質問のように思われますが、社会主義社会というふうなことになることにはなりません。今日の資本主義社会におきましては、一方では、民間でなし得る科学技術の革新は民間が担当する。民間ではとうていなし得ないような科学技術の革新につきましては、これは政府が担当する。つまり、今日の経済は、だれもが言っておりますように、政府部門と民間部門とが相当——従来は政府部門がかなり小さく、ほとんど部門というふうなところになっていかなかったのですけれども、今日のようになつた時代になりますと、政府部門がかなり大きな経済活動を一方にいたしております。ですから、そういう政府部門と民間部門とが混合している、いわゆる混合経済の場合においては、今私が申し上げましたように、民間部門で担当し得ない部分、そういう問題については、政府部門がこれを担当していくようにすべきではないか、こういうふうには実は考えております。そこで、原子力事業あるいは産業の発展というものを考えますと、実際原子力が今までいふん発達してきたとはいえないが、まだまだ開発すべき点、研究を進めるべき点、こういう面が大へんた

くさんあります。そういう面は、いかに大きな会社といえども、なかなかそういう面を担当することはできないのでありますから、これはやはり政府部門が担当すべき原子力の開発分野であろうと考えます。しかし、もうある程度採算に乗るといふまいか、事業としてやっていけるような面につきましては、これは民間部門が民間の資本を投入してやってもらいたい。つまり、国家としては、たくさんはかになすべき仕事があるのでありますから、民間部門がやり得べき点、民間に担当していただく、こういう考え方に立つておるべきじゃないかと考えております。

○岡委員 今度初めて、原子力の開発のためにこの責任保険契約というものを求め、強制し、さらにはまた、災害がその契約額を上回れば国がこれを援助する、これが今後の新しい政治の方向を示すものだと思う。ただ、これだけで私は済まないと思う。だから、新潟県で天然ガスが出る、天然ガスが出れば地下水も出てくる、地盤が沈下する。地下水の需要、水資源の需要は、今後の日本の新しい工業発展に不可欠なのです。そうしてみれば、やはり巨大産業が産業構造を高度化されれば、そこに不測の影響をその地域住民なり社会に与えてくる。これはその一つの端緒をなすものであるという意味において、私は非常に重要な性格を持つておると思うのです。特に、原子力の場合、英国やフランスの場合は、やはり公共管理と申しますか、公社形態というふうな形でやっております。日本の場合も、そういう形態がほんとうは正しいのじゃないか、妥当なのではないかと

いうふうな感じもするわけなんです。これは余談ではございますが、先生の御所見を承っておきたい。

○有沢説明員 イギリス、フランスあたりは、国が開発をいたしまして、それを公社の形で実際に適用しておるようでございますが、日本の場合には、幸か不幸か、というよりも、私は幸いだと思ひますけれども、原子力は全くの平和利用に限定されております。そこで、民間がその分野を担当することも可能になってきておる、こういうふうには考えております。燃料であるとか、あるいは炉の製造であるとかいふ部分は、むしろ民間でやってやれない仕事ではないと思ひます。電力につきましても、これはもう電力一般の行政問題で、電力が国家管理とか国有形態で行なわれておる場合には、むしろ原子力の発電もその中に入ってくると思ひますが、日本の場合には、今のようにならぬ状態でございまして、原子力事業というものを民間でもやっていると段階になりました場合には、民間の電力会社がこれを営まれるということになろうかと思ひます。ですから、電力産業というものをどういうふうにか考へべきかというところになれば、また違つた考え方もあり得ると思ひますけれども、現在の電力産業のもとにおいて原子力発電を行なつていくということになれば、やはり今の民間会社としての九電力が——これは公共性になり強く持つておると思ひますけれども、そういうパブリック・ユーティリティで行なつていくとも差しつかえがないのじゃないか、こういうふうにか考へます。

○岡委員 問題は、災害が起こらなければそれに越したことはない、また、起こらしめてはならないということで

ございます。私は、先般来この委員会で、そのつど強く強調しておるのでございますが、なぜ原子力委員会は安全基準というものを早く設定しないかという点でございます。たとえば、損害賠償法というようなものを私どもが真剣に審議するためには、やはり安全基準というものが大前提だと私は思うわけです。ところが、きのうも資料としていただきましたが、安全基準専門部会の方では、まだまだ結論が出ておらない。数字をいろいろ取り扱っておられるようでございますが、出ておらない。ところが、一方、最近の「内外事情」の何かを読みますと、アメリカのマッカローあたりでも、もうすでに安全基準は法制化すべきだということをばっちり言っておる。アメリカもまた、去る二月には安全基準についての新しい構想を出しております。日本の炉というのは英国から買い、アメリカから主として買っておるのだが、しかも、日本は広島や長崎の痛い記憶をまだ国民は持っておる。そうして、しかもまた、これらの国々に比べて人口密度その他の点で悪い条件を持っておる。それであればあるほど、この安全基準部会が数字をもてあそばれることもけっこうだが、政治的配慮として、原子力委員会は安全基準というものをばっちり示す、そうして、まず、このようにしてわれわれは原子力災害というものは防ぐんだ、しかし、それにもかかわらずというときに、この法律をもつて対処するというのが私は事の順序だらうと思う。一番かなめの前提が

欠けておるといふことは、私は非常に遺憾だと思ひますが、先生の御所見を伺いたいと思ひます。

○有沢説明 安全基準を早く作ることは非常に重要な先決的な問題だということとは、私どもも十分心得ているところでございます。けれども、何分にも、安全基準部会にそれを諮問いたしましたのでございますが、学者の先生方から甲論乙駁と申しましょうか、あるいはまだまだ十分解明し尽くされない問題点がある結果でありましょうか、まだだ答申をいただくところに至っておらないのでございます。今、岡議員から御指摘になりましたアメリカのAECにおきまして、もう一つの見解を去る二月ですか発表したしております。そこで、私どももなお一そう取り急いで——といって、そうでたためなものを出されては困りますけれども、なるべく審議を急いで、そうして安全基準部会の答申を早く出していただくように督促をいたしておる次第でございます。それからまた、アメリカのAECの要綱といましようか、これにつきましても、あれは百二十日の余裕期間があつて、その間にはいろいろの方面からの意見も出ることと思つておりますので、どういう意見が出て、それに対してAECがどういうふうに考えるかということを中心この際トレスしておく必要があるだろうというので、その方面も督促をしてやっておる次第でございます。なるべく早くおる次第でございます。たいと考へておる次第でございます。

○岡委員 しかも、最近の新聞に発表されておると、通産省の方で

発電所についての安全基準の第一次答申というものを一応やっておる。これは抽象的ではありますが、原子力発電

所の設備にあたっては、近くに人口密集地がないこと、川、湖沼、海に流れる排水が公衆に放射線障害を与えないこと、発電所のまわりに一定の面積の非居住地域を設けることといったようなことがあります。原子炉などに事故が起こったとき、警報、緊急停止、非常冷却非常閉鎖などの制御装置ができるよう施設を設計する云々というのが出ておる。新聞の記事でございますから、数字が出ておるのかどうかわかりませんが、しかし、こういうふうに、一番安全の総元締めでなければならぬ原子力委員会がぐずぐずしておる間に、たとえ抽象的な原則でも、一方で、こういうものを出しておる。こういうところに、これからの原子力行政というものの、特に原子炉の安全保守というものが重大問題になってくる、非常に多面的になってくる傾向が見える。このことは遺憾千万な話でありますけれども、これはやはり原子力委員会に帰属した大きな高い責任という立場で、ぜひ一つ安全基準の問題と真剣に取っ組んで、できるだけ早く答えを出しておかなければならないと私は思うものですから、切にお願いいたします。

それから、この法律案をお出しになるにつきまして、起こり得べき災害の評價というものについては、一体いかなる資料を参考とせられたか。先般資料要求をいたしましたいただきました大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算というものがございまして、これを参考にされたの

ですが、この点承りたいと思います。

○有沢説明員 大型原子炉の災害試算でしたか、それは私たちも一ぺん拝見

し、何分にもその起草者といふ
しょうか、あるいは意見をまとめられ
ました委員会の御趣旨から申します
と、災害の計算の仕方をどういふ
にしたらいいかというのを考えて報
告書を作ったものであつて、従つて、
そういう計算をする場合には、なるべ
く大きい災害を想定した方が計算をし
やすいのじやないか、そういう趣旨で
作られたという話を聞いております。
それでは、そのこと自体、その報告
書の災害の規模その他については、そ
れが客観性を持つてゐるものとは考へ
なくてもいいかということでありま
したが、実は、私どもの方の災害補償卓
門部会ではそれを基礎にはいたしま
んでした。むしろ、もつと小さい規
模の災害といひましようか、ウィン
ズケールその他のものは考慮いたしま
したけれども、實際は災害の規模の
想定というものにつきましては、も
つと小さいものを考えてやつたわけ
でございます。それで、まだ一応三
百億、五百億といふような数字は
出ておつたので、すが、先ほど申し
上げましたように、それは保険では
カバーができない、こういうこと
に相なつたわけでございます。

○岡委員　大蔵省に予算を要求
するとき、予算総則では、やはり産
業の育成のために国費の支出は認
めておる。しかし、さて今度は、政
府のお役所が大蔵省とかけ合ひす
るときには、アマウメントを持つて
いかなないと、なかなか話がら
ちがあかないのであります。そこ

で、大蔵大臣なら大蔵大臣にこの席上で政府の御決意のほどをわれわれが確かめようとするときには、やはりアマ

ウンを持たなければいけません。ここにいたいたのは大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算ですが、あとなお、この法案を御提案なさるときに参考とせられた災害評価をぜひ出してもらいたい。これは原子炉の設置者は全然要らないと言っているのを、いや、どうもあぶないからというのですから——原子炉の設置者のものは私どもしばしば拝見しているのですが、あれがあのままいくなら、何も損害補償の法律案をわれわれは作る必要はない。だから、やはりそこには、潜在的な危険性というものの、に対する世界的な努力が今後まだまだだっているのか、資料はぜひ一つ委員会にお出しを願いたい。

それから、この炉の安全について、言いかねたことですが、損害の賠償、さらにはまた、国の援助といたうことになりますと、例の東海村の爆撃演習場の問題があるわけなんです。一時あれも誤投下が割合に少なかつたようです。ターゲットも海の沖の方へ持っていくてくれた。飛行機の進入コースも違った。ところが、最近また二、三回誤投下をやっているようですが、やはり原子炉の安全な立地条件としては、民間飛行場でも滑走路のコースに置くなといわれておるくらいである。爆撃機が演習をしておるその下に原子炉を置くなんというののは、おそらく世界にあまり類例のない

ことだと思ひます。そういう点で、原子力委員会としては、その後何か手を打たれたことがあるのかどうか。中曾根君のときには、ターゲットの移動等について若干相手方との間に話し合いがついたが、また最近はそのようではないというふうな状態が起つてきております。これは何かやはり手を打つ必要があると思ひます。有沢先生は、ライシャワー大使と御懇意だろうと思ひますから、話をしてもらわれないと非常にあぶないですよ。これは原子力委員会として、もう少しこの際損害賠償について国が予算的責任を持つというふうな態勢になられて、われわれの納得のいくような対策が講ぜられなければならぬと思ひますが、御所見を承りたいと思ひます。

○有沢説明員 確かに岡委員が御指摘になりましたように、あそこに爆撃演習場があるということは、立地的に原子炉を設置するのになかなか悪い条件だと考へます。それで、前の中曾根長官の場合にも、かなり嚴重にそのことを申し入れをいたしまして、飛行機の進入方向であるとか、いろいろそういう点の取りきめをいたしまして、その後割合誤投下が少なかったのですが、最近、また少し誤投下が多いように見受けられますので、私ももやましく申しまして、約束が違うんじゃないかということをかきり強く申しまして、原子力局あるいは大臣の方からも、強くその点を先方に申し入れていただいたはずでございます。これは事態の推移をもう少し見ておきまして、どうしても誤投下がやまないというふうなことになるれば、われわれも、さらに一歩前進した考え方を持たなければならな

いことに相ならうかとも考へておりますが、今、私どもは、先方の出方といましようか、そういうものを見守つておる段階でございます。

一方、ライシャワー大使とは、多少面識はあるといひましたが、これはどうも、すぐさまそういう申し入れをすることができるといふか、ちよつとわかりませんが、もしいい機会がありましたら、ちよつとそういうことも言つてみたいという氣も私はいたしております。

○石川委員 関連して。ただいま岡委員の方から、誤投下の対策についてお話がございましたけれども、私は、その隣村の地元との関係があるわけでありまして、特に關心が強いのであります。そこで、政務次官が来ておられますが、ほんとうなら大臣にもよく聞いておいていただきたいのですが、原子力委員会にかつて松本次官にお尋ねしてみたいと思ひます。

これは何回も話し尽くされたことではあります。この委員会でも、一度防衛庁長官に来ていただいてるお話を申し上げたのですけれども、実はコールダーホール型の発電炉をあそこに備えつけるという条件でございます。これは当時、知事が公聴会にも出られまして、契約書をはつきりかわしたわけではございませんけれども、あそこに射爆場があるという前提でこのコールダーホール型を持つてくるということとは非常に危険であり、また、不安であるということ、茨城県民に対して、この射爆場を、コールダーホール型が完成するまでは必ず返してもらう約束のもとに、契約書には明記はいたしておりますけれども、コール

ダーホールの原子炉を設置することに賛成するという立場をとつておられた。従つて、最近そういう約束がどうなつてゐるかということです。

それから、特に首都圏整備委員会の方、あの隣の勝田というところに相当膨大な工場誘致の団地を設けまして、県内で一番重点を置いた開発をするというところになつたわけでありまして、しかも、そのことは、原子力委員会の方には、私の聞いたところでは何も御相談がなかつたようであります。

それから、原子炉の周辺都市整備法案というものを提出される氣配もあるけれども、いまだに提出されるという見込みは立つておらない。しかも、そういう前提を置きながら工場誘致を着々と進めて、東海村を中心とし、日立、勝田、水戸というものを中心として百万の大都市を作ろうという構想があつて、それが原子力委員会の方には全然連絡がとられないままに進められておるといふことであります。この射爆場は三百六十万坪を占めておりますが、これは茨城県の中小企業の工場の全面積の倍くらい面積になる。しかも、非常に重要な地域を占めておるといふことで、産業開発というふうな観点から、また、一つには原子力の発展のためには、その大前提として、その地域の絶対的安全性を確保することが必要であることは言うまでもないと思ひます。特に、その二つの理由から、最近になつて知事は、県議会の席上で、どうしても射爆場を返還してもらわなければならぬと追及をされた結果、これは失言であつたかどうかはわかりませんが、アメリカに渡つてケネディ

に直訴をすると言わんばかりの言質を与えてしまつたというふうなところまでしております。従つて、今の茨城のわれわれの立場をいひますと、射爆場は絶対に返してもらふのだということであり、これがほうはいたる世論になつております。このことをきつかけに、反感感情に火をつけるという可能性もなきにしもあらずといふところまできております。これは決して好ましい状態ではないと考へております。知事はすでにアメリカに渡つております。これが直訴という形になるかどうかはわかりませんが、そのことも、何とか話をしたいといふような意欲を持つて行かれたのだから考へております。

それで、最近の演習場の状態は、コースを変えたといふふうなことをいわれております。これは賢明なる有沢さんに今さら私から御説明をするまでもありませんが、昔は、急降下爆撃あるいは水平爆撃で演習をやつておりましたから、ほぼ正確に目標物に対して爆撃投下ができた。ところが最近、レーダーを避けるという意味で、超低空でずつと近接するといふ、いわゆる隠密行動をやる。そうして、目的物の近くになつてから反転して急上昇をやり、急上昇したところで爆弾を落とすといふような形になつております。これは一つには、核爆弾を投下するための訓練だといふふうなわれわれは理解しておりますが、それでなくとも、非常なスピードで、しかも、急降下して目的物に命中させるといふことでなく、反転をして上昇して、そこでたまを放つという形ですから、どんな名人がやろうとも、正確に投下するといふ

ことは不可能だと思ひます。しかも、これは未熟の人のための射爆訓練でありますから、誤投下がないという保障はないわけでありまして。従つて、コースを変えたといひましたが、今までの誤投下が百五十件から二百件くらいの誤投下があり、一番近いのは原研から三百メートル付近にも落ちております。その付近には四百軒ばかりの民家がある。これはよけいなことかも知れませんが、六人くらいの人々も死んでゐる。そういうふうなことで、原研がなくても非常に危険だといふ印象を与えておる。そこへもつてきて、あの曲芸のような投下訓練をまのあたりに見ていますと、一体これではいいのかといふような不安を持つことは、きわめて自然な人情だろうと思ひます。それは、あの射爆場の付近の人ばかりでなく、茨城県民すべての人が、射爆場はどうしても返してもらわなければならぬと、この發展は望めないし、それ以上に、原研はどこかに持つていってもらいたいといふような、反動的な氣分まで最近醸成されてきております。最近、そこへもつてきて、二日続けて誤投下があつた。そこで、科学技術庁長官の方から強硬な抗議が行つて、それでしばらくの間中止ということにはなりませんでしたけれども、現在、また射爆場の訓練を再開したといふことになつておるわけですが、これは私から繰り返して申し上げるまでもなく、どう考へても、これが日本ではなくて、アメリカかヨーロッパのどこかの国で、ほかの国の飛行機が来て原研あるいは大きな原子力発電炉のあるところで爆弾の投下訓練をやつてゐるなんといふことを聞いた

ら、國民が承知するとはとうてい考へ

られない。日本人は非常に従順だから、アメリカに協力するという考え方で、まだおとなしくがまんをしているというふうに思いますが、この立場を変えて、アメリカ、ヨーロッパの国民ならば絶対に僕は承服しないだろうと思う。そういうこともよく考えていただいて、幸いに、ライシヤワ大使と有沢さんは親しい間柄のようでございます。これは、機会があればそういう話もしてみたいということではなくて、これはどうしても解決をしないといけない、そうしないと、どういふふうにあの問題がこじれて発展するかはかり知れないという気もするし、そういうふうにもしたくないと思うし、また、だれが考えても、どうしてもあの原研のわきでもってあの曲芸的な投下訓練をやつて、絶対に危険がないということとは言えないと思うわけでありまして、これは社会党とか自民党とかいう問題ではありません。これはだれもひとしく考えることです。これはこの委員会におきましても、それから政府当局におきましても、それから原子力委員会におきましても、どうしてもこの危険性を十分にお考えいただいて、これはこの間外務大臣とも個人的に話をしましたけれども、これは軍事委員会でもやるのが建前だということとを承つております。建前ではありまいというが、それだけではケリがつかないということは、軍事的な立場の人と話をしたのでは、やはり自分たちの訓練をどうするのだという考え方が先行するわけですから、それだけではケリがつかないと思う。やはりそれよりも高い段階で政治的な折衝をして、どう考えても、あんな危険なところでは

曲芸のような投下訓練をやるといふことは、間違いないという保障はないわけですから、これはぜひひとつ要望として、別に今から御答弁を要求するわけではありませんが、おりに触れてこのことを強調したいと思つております。松本次官も、ぜひ長官の方にもお話をさせていただきたい。これは決して社会党が独自の基地返還という立場で要求するということではないわけですから、そういう気持もないことはありませんけれども、それ以上に、国民の感情として、また、国民感情としても、絶対にあのような危険な射撃場は原子力の正常な発展のために解決をしなければならぬという立場で、長官の方からも、ぜひ閣議での了解を得て、そういう折衝を——方法はいろいろありましよう、それはおまかせしますけれども、実現をするように、私は、このことが解決しないと、何回でもこの委員会でこの問題について話さなければならぬ。それだけの必要性、緊急性もあるというふうにお考えをしておりますので、ぜひその点を御了承願つて、善処をしていただきたい、このことを特別にお願い申し上げておきます。

○松本政府委員 ただいま石川委員のお話ですが、先般の委員会でも私お答えいたしましたので、その後、科学技術庁としても池田長官を中心に寄り寄り協議をいたしまして、何とか早く善後策を、こういうことで、日米合同委員会の方に申し込みました。幸いにも、誤爆の原因も十分究明するところであり、一時演習を中止いたしましたところであり、日米合同委員会に出ておる日本側の委員は、外務省と調達庁でございますして、科学技術庁からは残

念ながら出ておりませんので、外務省、調達庁に、池田長官から強く、ああいふことをやるのならもう返還せよということまで申し込みました。しかるところ、最近の状況は、この十日に合同委員会が開かれ、いろいろ調査研究した結論として、六千メートル以上の高度から演習をして間違ひが起つた、であるから、これからは三千メートル前後の高度から演習をやるといふこと、いま一つは、コースを一定に定めて、間違ひの起らないようにやると、第三は、いわゆる原子力関係のところには標識を立てる、こういう三つのことになつたという報告を受けました。これが十日ですから、その後一週間ほどたちますが、演習をやつたのかやらないのかというところは、まだ現地から報告が来ておりませんが、今後、万一にもまた誤投下というふうなことが起れば、それが、かりに東海村の近くであらうとなかろうと、事は非常に重大になりますし、万が一原子力の近くに落ちる、あるいはそれがたまたま原子炉にひびが入る、被害が起るといふことになれば、それでなくては日本人は原爆というものは神経過敏ですから、日本の原子力産業に重大なる障害になります。このことは、日本のみならずアメリカのためにもなるので、早く返還させることが必要だといふことに皆の意見が一致しまして、もうしばらく成り行きは見よう、しかし、なるべく早い時期に一つ返還して員のお説のごとく、いわゆる原子力発電も間もなく動く、そして、それを

エネルギーとしての関連産業をあの三百五十万坪の敷地に設置するというところになつてくれば、これはある程度筋も通るというふうなことも等も考えて、今後強くアメリカの了解を求めることにいたしておりますから、どうぞその点一つ御了承願ひたい、こう存じます。

○石川委員 今の答弁を聞いて、またちょっと心配が一つ出てきたのです。非常に御尽力いただいていることは感謝いたします。今後ともよろしく願ひたいと思うのですが、三百六十万坪にわたる広大な地域を何とか活用しなければならぬという問題が、返還という場合になればその後に出てくるわけですから、そのときに、原子力の関連産業を持つてくるというお話ですけれども、実は、原研で今実験炉として動いているのはCPR5二基と、あと四基ばかりで、六基くらい。それに集中の限度というものの対する学界的定説といふものがまだまとまっておらないけれども、どう考えても、あまり集めて過ぎてはならないか、世界的に、どこにもあんなに集中しているところはないのだといふようなことに対する不安を私たちは持つてゐるわけなんです。そこで、原子力の関連産業といふことで政治的折衝をすれば、返還してもうにも非常に話がしやすいといふお気持はよくわかる。よくわかるのですけれども、その関連産業とは一体何だろかといふことになりまして、新たな問題が提起されてくるわけですから、実を申しますと、全体としてのきまつた意見ではございませんけれども、県の相当有力な連中の中では、今度のは軽水炉の発電、濃縮ウランの発電

とかいふようなものを持つてくることを前提として交渉しようではないかという動きもないではないのです。ところが、コールドホール一つ持つてくるにつきましても反対意見が相当強くあつたものに対して、日本の産業界からの要望といふことももちろんありますが、日本としても、やっぱりこういうふうな炉を一つ思い切つて先行するという産業界のエネルギーを尊重しようじやないかという気持で、われわれは間接的にも協力した、こういう経過を持つておりますけれども、これ以上大きな濃縮ウランの炉を持つてくるということになりますと、これ以上は限度で、とうてい東海村に集中することとは許されないと私は思う。それで、私は、念のために申し上げるわけなんです、関連産業につきましても、実験炉、あるいは動力炉、ましていわずや、大型の動力炉といふふうなものを持つてくるということについては、どう考えても、われわれはこれ以上はどうにもできない。県民の立場から、あるいは科学技術の振興の立場からいっても、とてもそういうことは許さるべきではない、こう考えておるわけなんです。その点について有沢さんあたりはどう考えているか、一つ御見解を伺いたい。

○有沢説明員 東海村に原子炉があまり集中し過ぎるというふうなことにについては、私もいけなく考えております。ですから、あそこには置かれる炉といたしましては、おのずからもう限度がある、そういうふうにお考えしております。今後新しく設置する炉が幾つか予定されているようでありまして、私も、その予定されている炉がごとごと

くあそこ設置されるというふうには私は考えておりません。ですから、関連産業を持つてくるというふうな事柄につきましても、炉を置くというよりは、むしろ、機器を作るというようなことは若干考えられるかもしれない。あの爆撃演習場が返還された時には、そういうことが考えられるかもしれない。返還されるからあそこを炉をというふうなイージーな考え方は、あそこへ集中させるといふのは、やはり好ましくないと思はれております。

それから、なお、団地をあちこちで作る、原子炉周辺地帯の整備というふうな問題につきましても、私もいろいろ考へて、これはなかなか地元の方々との利害といふまいか、そういう点もあります。それからまた、片方においては、国家の補償、賠償というふうなもの、関連いたしますので、相当十分に検討を加えていかなければならないと思つて、実は、原子炉周辺地帯の整備法案というふうなものは、だいたいなさうになつておられるものがあるわけですが、これにつきましても、一刻も早く何らか整へなければならぬというふうに考へておられますので、もう少しばかり時間をかけていただきたい、こういうふうな考へる次第であります。

○松本府委員 たいだいま石川委員さんから、原子力関連産業という言葉を、ちよつと私の言葉が足らなかつたのかもしませんが、幸いにも、コールダーホールが二十五万キロワットの電力もできるということになれば、この電力を使つて、いわゆる平和産業で大きいあの付近が発展する、こういう意味合いのエネルギーを申しした言葉でございまして、どうかそういう意味での関連産業と一つ御了承いただきたる。そして、アメリカとしても、そういう動力源が近くにできれば、それをもととした産業というものが近くにできるのもやむを得まいというふうな理由で、返還を強く要求するということを実は申ししたわけでありまして、どうか一つ御了承いただきたると思ひます。

電力を使つて、いわゆる平和産業で大きいあの付近が発展する、こういう意味合いのエネルギーを申しした言葉でございまして、どうかそういう意味での関連産業と一つ御了承いただきたる。そして、アメリカとしても、そういう動力源が近くにできれば、それをもととした産業というものが近くにできるのもやむを得まいというふうな理由で、返還を強く要求するということを実は申ししたわけでありまして、どうか一つ御了承いただきたると思ひます。

○石川委員 松本さんのおっしゃることはよくわかりました。ただ、地元の方に、濃縮ウランの発電炉を作りたいという希望も一部に相当強く動いておられるので、念のためそういうことを申し上げたので、御了承願ひたいと思ひます。

それから、これはあとで私あらためて、できるならば補償問題に関連しまして質問をするときにも触れて質問をするつもりでございますけれども、万が一アメリカの訓練でもって誤投下があつて、それで災害が起つた場合の補償の問題は一体どうなるかといふことは、きつめてむづかしい問題になつてくるだらうと思ひます。あらためてこれは質問いたしますけれども、幸い有沢さんも来ておられますから、その場合の処置は一体どうなるかといふことを一つ承つておきたいと思ひます。

○松本府委員 たいだいま石川委員さんから、原子力関連産業という言葉を、ちよつと私の言葉が足らなかつたのかもしませんが、幸いにも、コールダーホールが二十五万キロワットの電力もできるということになれば、この電力を使つて、いわゆる平和産業で大きいあの付近が発展する、こういう意味合いのエネルギーを申しした言葉でございまして、どうかそういう意味での関連産業と一つ御了承いただきたる。そして、アメリカとしても、そういう動力源が近くにできれば、それをもととした産業というものが近くにできるのもやむを得まいというふうな理由で、返還を強く要求するということを実は申ししたわけでありまして、どうか一つ御了承いただきたると思ひます。

○有沢説明員 この法案が成立いたしますと、事故の原因がアメリカの誤投下にあつたにいたしまして、とりあへず、第三者に対しましては、この法案に従つて支払いが行なわれます。それで、そのあとで原子力発電会社でしようか、その方からアメリカに対してその賠償を請求する、こういう手続にならうかと思ひます。ですから、アメリカ側の誤投下が事故の原因であるという場合には、日本が泣き寝入りになるということはないと思ひます。

○石川委員 これはまたあらためて御質問いたしますから、きょうはあまり追及いたしませんけれども、この交渉は相当むづかしいと思ひます。どうも、保険をやつてゐるから、それでいいじゃないかといふふうな考へ方もなきにしもあらずなんです。しかし、事が日本の国内に原因が存するのではなからうかといふ場合には、やはり保険料相当といふことではなからうか、はつきり損害の金額について弁償させなければならぬといふふうな、卒直に国民感情からいつて考へるわけですが、なかなかそういう交渉は成り立たないので、はないかといふ危険があるもので、その点については、この先一体どうなるかといふ点についても、一つ研究をしておいていただきたい。あらためてまた御質問したいと思ひます。

○岡委員 これは原子力委員会もよく御注意願ひたいのですが、ビキニのときの被爆者は金一封で済まされまして、同じ軍事的な訓練で、同じ軍事的な実験ですから、これが通例になつておるようです。沖繩の場合なんかもみんなその金一封です。ですから、その原子力発電株式会社から、アメリカに求償権をたてに要求するなんといふことはとてもできつたない。問題は、やはりこゝは使われないでもらうといふことです。それで、この損害賠償法を出して

て国が財政支出にならうといふふうなことで、世界にも異例な、上空が外国の爆撃演習のために制限区域となつておるところに原子炉を密集させるというところは問題にならないと思ひます。これはいづれ池田さんに御出願願つて御質問したいと思ひます。特に誤投下ならば、私も砲弾を見ましたが、二十五ポンド程度ですから大したことはありません。しかし、万が一飛行機が落ちたら一体どうなるか、コールダーホールの炉に縦や水平にマッハのスピードで飛び込んだら一体どうなるか、あるいはまだ小さい炉だからといふので、割合にシールドなんかで薄弱な場合に、その近くにも飛行機が墜落した場合に、その衝撃はどうなるか、その影響については、まだ原子力委員会一つも解析しておらぬといふのですから、この点、委員会としては非常に無責任だと私は思ふ。ですから、こういう点は十分解析をして、そのようなことであればどうするかといふ、やはり科学的な根拠に基づいて、日本の原子力平和利用のためにという決意のもとに、ぜひとも米側と強く交渉してもらなければならぬ。

最後に、私お尋ねいたしたいことは、この法律案第二条によりまして、「従業員の業務上受けた損害を除く」ということになつておるわけです。何しろ、原子炉に万一事故が起れば、まずまづ先にその犠牲になるのは従業員でなければならぬ。ところが、この従業員の損害については、この法律案では賠償の責めに任じないといへば、一体従業員の安全といふものは何保障してくれるのかといふ点でござい

ます。○有沢説明員 この法律は、第三者に対する損害の賠償でありまして、従業員につきましても、別に原子力事業に従事する従業員に関する法律といひます。法律がどうかかわりませんが、賠償の措置を考へるということに、考へ方がそうなつておられます。それで、このことは、私たち最初から労働省の方にその方面の御研究をずつとお願ひしておるわけでございまして、とりあへず、労働省のお話では、労災保険制度が、去年です改正になりました。その労災保険においては、長い疾病であるとか、あるいは後発性の疾病であるとかいふものに対する補償も見ておるから、とりあへずはそれでやつていけるけれども、しかし、なおもつと、この従業員の災害補償のために特別のことを考へてもらいたい、こういう御希望があるのでございまして、それで、その点について、私も専門部会を設けまして、その専門部会で従業員の災害補償に関する意見を検討していただくことになつて、今部会が開かれております。いづれ、その案を得ましたならば、また御審議を願ふことに相ならうかと考へております。

○岡委員 せつかく第三者に対する損害賠償の法律案を御提出になるならば、やはり、この対象から除外された従業員の災害に対する補償措置をあわせて御提出になるのが私は当然だと思ひます。これはあらためて立法措置をとられるといふことでござい

○有沢説明員 この法律は、第三者に対する損害の賠償でありまして、従業員につきましても、別に原子力事業に従事する従業員に関する法律といひます。法律がどうかかわりませんが、賠償の措置を考へるということに、考へ方がそうなつておられます。それで、このことは、私たち最初から労働省の方にその方面の御研究をずつとお願ひしておるわけでございまして、とりあへず、労働省のお話では、労災保険制度が、去年です改正になりました。その労災保険においては、長い疾病であるとか、あるいは後発性の疾病であるとかいふものに対する補償も見ておるから、とりあへずはそれでやつていけるけれども、しかし、なおもつと、この従業員の災害補償のために特別のことを考へてもらいたい、こういう御希望があるのでございまして、それで、その点について、私も専門部会を設けまして、その専門部会で従業員の災害補償に関する意見を検討していただくことになつて、今部会が開かれております。いづれ、その案を得ましたならば、また御審議を願ふことに相ならうかと考へております。

○有沢説明員 この法律は、第三者に対する損害の賠償でありまして、従業員につきましても、別に原子力事業に従事する従業員に関する法律といひます。法律がどうかかわりませんが、賠償の措置を考へるということに、考へ方がそうなつておられます。それで、このことは、私たち最初から労働省の方にその方面の御研究をずつとお願ひしておるわけでございまして、とりあへず、労働省のお話では、労災保険制度が、去年です改正になりました。その労災保険においては、長い疾病であるとか、あるいは後発性の疾病であるとかいふものに対する補償も見ておるから、とりあへずはそれでやつていけるけれども、しかし、なおもつと、この従業員の災害補償のために特別のことを考へてもらいたい、こういう御希望があるのでございまして、それで、その点について、私も専門部会を設けまして、その専門部会で従業員の災害補償に関する意見を検討していただくことになつて、今部会が開かれております。いづれ、その案を得ましたならば、また御審議を願ふことに相ならうかと考へております。

災法適用上の意見について御方針を伺っておる例があると思うのですよ。労災法の建前から、きわめてその適用に疑義があるというふうなケースが放射能ではいふん起り得ると私は思う。そういうケースについて少し御説明を願いたい。

○村上説明員 従来は、まだ原子力によりましての被災労働者というのはいふまでもなく、主としてラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線による疾病というのが、労働基準法施行規則第三十五条によりまして業務上の疾病、かように規定されております。この第三十五条の第四号の規定に該当する労働者に対しては、業務上の疾病ということによりまして療養補償、休業補償、障害が残ります場合には障害補償、こういう補償をしておるわけでございます。ただいまの先生の御指摘の点は、おそらくどの程度の症状になった場合にこれが業務上の疾病、つまり、労働基準法施行規則第三十五条第四号にいうところの業務上の疾病に該当するか、その基準が非常にむずかしいかという御指摘であるかと思うのでございますが、この点につきましては、一応専門医の御協力をいただきまして、一応基準は示してございます。ただ、従来のケースを見て参りますと、現在も係争中のケースがございまして、必要な期間、療養は補償いたします。しかし、なおったあとで障害が残る、その障害が放射線によるものの障害でございまして、つまり白血球が少くないとか、胸腺臓器に障害があるという場合、それが労働能力にどの程度影響を及ぼす

かという問題と関連いたしましたして、障害補償を行ないます場合の障害等級の何等級に該当するかという事実認定をめぐりまして、若干の問題があるように思っています。

○岡委員 たえば、放射能を持続的に照射を受けた場合起こり得るいろいろな病気があろうと思ひます。その中で、たとえば骨ガンとか肺ガンというふうなものを考えてみましょう。彼は大学を卒業し、そして原子力研究所へ入った、ところが三十でやめた、四十五で骨ガンになった、あるいは肺ガンになった、これが原子力研究所において持続的な放射線の照射を浴びたためになったのかといへば、同じそこに働いている者であつても、骨ガンやそういうものになる人が割合少ない。そうすれば、一体それをだれが判定するかという問題は、現在の医学ではできないかと思う。現在の医学は、そういう可能性を示すだけです。事実、四十五で骨ガンになった者は、これは原子力研究所で十年開放放射線を浴びておつた、それが蓄積してこのようになったといふことをだれも証明する者はいない。こういう例は一つの抜け穴じゃないでしょうか。労災で救えますか。

○村上説明員 確かに仰せの通り、問題は、医学的な因果関係をどこまでたどり得るかという問題になって参るかと思ひます。ただ、私も、いわゆる職業病を扱つておりました、それが業務上の疾病として補償すべきものであるかどうかという問題になりますと、そういう長期にわたつて影響を受けまして、症状が明らかになつたというふうな疾病につきましては、放射線以外に幾つかの職業病があるわけ

でございます。そういうものは、結局職歴と申しますか、そういう状態になり得る職場にどの程度働いておつたかという職歴並びに現在の症状、たとえば、エックス線ならエックス線によつて起こつた障害としての症状の特殊性を備えておるといふ現在の症状、それから職歴等を総合的に判断いたしましたして判断するより仕方がない。たとえば、先生よく御承知のけい肺のごときに至りましては、これは患者の数が相当ございまして、こういう場合には、このような基準で認定すべきだといふ、その基準が比較的確定されておりますが、放射線障害のような場合には、そういうケースが多くありませんので、そういう基準が十分に確立されてない。将来、さらに検討を要するといふ問題はあつて存じます。しかし、いづれにしても、医学的な症状判断と、それから、職歴といったものを総合的に判断いたしましたして決定するよりほかはないのではないかと、こういうふうに考えます。

○岡委員 別にあなたと議論するのではないのですが、さつき私が申し上げたようなケースについては、現在の医学では認定の基準というものはありません。方法もありません。なぜならば、人によつて抵抗力が違うのです。その抵抗力が違うといふことを判定する基準は、医学的にはありません。さらに、四十五になつて骨ガンになつた場合、これは放射線を浴びて骨ガンになつた者だつて、放射線を浴びないで骨ガンになつた者だつて、われわれ医者の方からすれば、その組織を顕微鏡で調べた場合には、これは同じものなのです。だから判定する基準がない。

放射線は、私たちの最近の医学的な研究によると、やはり生殖能力が大きな影響を受ける、それから奇形児を産む、寿命が短くなるというところは、これは動物実験としてははっきりしておるわけですが、こういうことは、やはりものもの一つの職業病だ、職業的な犠牲だと思ひます。これは、いづれ明日、専門の田島博士あたりに来ていただいでよく御意見を伺ひますが、立法措置をされるということであるならば、やはり労災法を改正するとか、健康保険法を改正するとかいうことは、私はもうとてもできないと思ひます。少し改善はされるかもしれませんが、あの治療方針などでは治療のできない病気があつた。慢性の敗血症なんかで、たとえば、症状が固定して白血球が七千五百から七千五百になつたといふにしても、やはり彼は季節的に頭が痛いとか、倦怠感があるとかいふことで、まともな生産能力というものがありません。そういうようなものをどう評価してやるかということにも問題があるかと思ひます。それも、すぐ直後に起こつて起こつてくる。治療指針なんかでいへば、そういう状態に対してはブドウ糖を注射したり、ビタミンCを注射したりしてはいけないといふことになつてゐる。むだなことだといつておる。それでは、これをわれわれは手をつかねて見なければならぬ。このために、特に研究しておる諸君のそういう不幸な状態を、われわれはよく見ておかなければならぬと思ひます。だから、これはやはり新しいジャンルの職業病として、起こり得るあらゆる可能性を医学的にも十分検討して、そうし

て、ここに働く諸君に悔いなくらしめる、憂いなくらしめるという法的措置はすみやかにやるべきだと私は思ふ。池田長官もお見えになつたので、この際御所見を伺ひていただきたい。

○池田(正)國務大臣 今お話を聞いておりますと、これは私などにはとうていわからない専門のことが多くございまして、ただ、私として言ひ得ることは、おそらく、医学上わからない問題が御指摘のようになつた、その場合にどういふ解釈を下すかといへば、その患者に有利なような解釈、すなわち、たとえば、その職場におつたために起こつた病気じゃないという反証が上らない限りは、その職場におつたために起きたんだといふふうな解釈をして、その人を助けていくといふふうなものの考え方が私は正しいのじゃないかと考へる、こういうふうな思ひますが、有沢さんどうですか。こういうふうな考へてこれは解釈すべきじゃないか。しかし、実際問題として、今度いよいよ法律論なんかになつてくると、これをどういふふうに立法化していくかといふことになつてくると、これは非常にむずかしい問題になりますので、これはなお将来とも十分に、現在の労災法その他ではないけな何らかの方法を考へるといふような意味で、十分に今後検討する必要がある、かように考へております。

○岡委員 従業員の災害による補償については、労働省あたりは、じん肺法のように職業病というふうなジャンルを設定することはあまり好ましくないといふような気持だとも聞いておるのですが、その点いかがですか。

○村上説明員 このいきさつを申し上げますと、昨年労災保険法の一部を改正いたしました、従来のけい肺特別保護法における給付を労災保険制度の方に吸収いたしました、新たに年金制度を設けたわけでございます。そのときの御議論の一つに、職業病法というものを作らうか、あるいは、この点につき御意見がございました。この点につきましては、私は、第一には、職業病という定義が実ははっきりしないのでございまして、制度としては、先ほど申し上げました労働基準法施行規則の第三十五条に、業務上の疾病という考え方で、いわゆる職業病を列挙しておるわけでございます。そういう職業病自体の考え方が必ずしも明確でないということと関係いたしました。その問題の取り上げ方を、予防を中心とするか、あるいは補償を中心とするかという考え方が第二に問題になってくるわけでありますが、かりに、補償の問題を考えますと、外国の労働者災害補償保険制度がほとんどすべてそうでありまして、特殊な職業病補償法といったようなものはございせん。これは一般の労災保険制度の中で包括的に扱う、こういう建前になっております。結局、ただいま先生がおっしゃいました倦怠感を覚える、疲れる、労働能力が低下するというような問題は、ほかの中毒症状にもあることでございまして、そのような状態になった場合に、どの程度に労働能力が失われるか、つまり、労働能力の部分的欠損あるいは完全欠損という角度から、あらゆる業務上の疾病と同じ基準によって判断いたしました、けい肺の場合はどの程度労働能力が欠損した、あるいは

放射線障害の場合はどの程度労働能力が欠損したと見るか、こういう立場で評価をしておるのが外国の立法例の共通した態度でございます。それにいたしまして、具体的認定の問題になりますと、これはケース・バイ・ケースで判断せざるを得ない。その判断の場合には、やはりそのときにおきまして、その医学的水準に従いまして判断せざるを得ない。医学的に因果関係が説明できないものを、たとえば療養を保障すると申ししましても、療養行為、医療行為ができないものにつきまして医療保障をすることがむずかしいわけでございまして、このむずかしい問題につきましては、専門の医師の方々の御協力をいただきまして、私どもは、いわゆる職業病の認定基準につきましても絶えず検討を進めておるような次第でございます。医学が漸次進歩して参りますと、従来、医学的な因果関係なしと思われたものも、医学的な因果関係ありというふうになり得る場合がありますので、そういった事実認定の基準につきましては、法律というよりも、むしろ、そういった医学の進歩に即応しまして、基準を適切に規定し得るような建前にありまして適正を期したい、かように思っております。

○岡委員 このけい肺法がどうやら日の目を見るまでには、私の記憶では七年ぐらいかかっています。その間、いろいろあってもない、こうでもないというところで、やっと去年の国会でじん肺法ということで一応できた。問題は、やはりケース・バイ・ケースに犠牲の側に立っている者に有利に解釈する、という大臣の気持はわかる。しかし、これを実際に適用するということになると、やはりその立法化がなくなると、これは人情だけでは問題は解決しない。特にこの放射線障害なんかの場合には、かりに、二十一年で原子力研究所に入り、二十五で嫁さんをもつ、三十になつても子供がでない、そこで嫁さんの身体検査をしたら、受胎能力があるが、男の検査をしたら無精虫状態だということはある。一体これはだれが——これは人情大臣はわかるだろうが、新婚の実庭に子供がでない、そういうことは、お金で評価できないと思うけれども……。また、できるにはできたけれども、かたわができた、頭が小さかったり精神薄弱児ができた、こういうことは医学的には言えるのだからね。だから、こういうような放射線障害は、従来の職業病の概念でも包括できないような非常な危険をはらんでおるものだ。こういう問題は、やはり十分に、包括的にこの人たちに有利な立法措置を特別にやるべきじゃないかと私は思うんです。

それから、これは地域住民の国保や健康にも私は該当すると思うんです。かりに、東海村の原子炉の近くにおる人たちが被害を受けないとも限らない、そういう災害の事故があつたのでは、個人、個人の抵抗力のいかんによつては、私は受け得ると思うんです。しかも、この前も委員会で御指摘申し上げておるように、現在の原子炉について、ある取り締まり規則では、いわゆる排気孔における最大許容濃度が国際基準の十分の一であればよい。ある取り締まり規則では、地域住民の場において、この最大許容濃度の十分の一

なければならぬということになれば、東海村に四つの原子炉が集中すれば、十分の四の放射能というものが常時放出されるわけですね。そうなりますと、あの近所に放射線障害者が起こり得ないとは限らない。さて、起こったところが、国民皆保険の建前から、これは国保だ、健保だということ、このお医者さんへ行つたつて、今のような厚生省の保険局の治療指針では、ビタミンBやCやAを補給しなければならぬといつたつて、これはちょっと待て、ブドウ糖も待て、これ、医者がやつたつて自腹を切らなければならぬ状態だ。また、それから演繹されて、先ほど申し上げたような労働不能状態なり、あるいは不完全な生産力かでないというふうな状態が起る。あるいは行く行くはガンになるか、あるいは行く行くはガンになる。この網の目にかからないような、やはり身体障害というものが起こり得ると思うので、これはいづれ明日、専門の田島博士等からも御意見を聞いて、われわれとしてもやはり善処を求めたいと思ひますが、やはり放射線障害という新しい疾病に對し、あるいはまた、その放射線の災害による犠牲者というものは、単に第三者損害のワケの中にも入ってくるのでありまして、そういう身体的条件の者については、新しいジャンルの救済措置をぜひ私は立法する必要がある。そう思います。これら点については、いづれまた、あとあと私どもの意見も申し上げたいと思ひます。

池田長官がこられましたので、特にこれは繰り返したに申し上げておくのだけでも、第一には、安全基準を早く原子力委員会で作つてもらいたい。アメリカも、もうすでに二月には一定の草案をまとめて閣下に供し、各関係者の意見を求めておるのだから、せめて、原子力委員会が出されなければ、アメリカの基準を資料として出してもらいたい。それに對して、原子力委員会としてもはつきり意見を言つてもらいた。われわれの損害の賠償いふやうな事態が最善の事態なのである。しかも、大前提としての安全基準を出さない。損害賠償額のようなものでも、アメリカでは、この保険契約金額というのに対しては、その地域の人口密度を非常に大きな要素として計算をしておるようです。先ほどの二十億の債務負担行為については、積算の基礎がほとんど何もない。熱出力についてはほとんどだんだんというふうな点も、やはり国の支出である以上、どうも勘定ではない。

それから池田長官、飛行場の誤投下の点ですが、これも模擬爆弾でいいけれども、飛行機でも落ちたら大へんなことになります。だから、われわれ有沢先生にもお願いしておるのだけれども、原子力委員会として強硬に——そういう危険性をわれわれがそのまゝ認めながら損害賠償を論ずるというのには、日本の国会の権威においても私はナンセンスだと思ふ。だから、原子力委員会としては、やはり一つはつきりした方針を出してもらいたい。これについては、また適当な機会に責任ある御答弁をお願いしたいと思います。

以上、一応総括的にお尋ねをいたしましたので、きょうはこれで終わ

ります。

○齋藤(憲)委員 関連して。私は、この間御質問申し上げて、大体この法案に對しましては、満足でなくとも、緊急必要性上、この法案の通過を心から希望しておるものであります。ただ、これは私の欠席しております間に質問があったかどうかはわかりませんが、第二条第二項に「当該原子力事業者の従業員の業務上受けた損害を除く。」というのがあるのです。これは労災法によって十分補いがつくから、この点は心配がないという御答弁がございましたので、私は、一応それを了としたのであります。家へ帰って考えてみますと、どうもこの点がまだふに落ちない点があるわけでありまして、というのは、私から申し上げるまでもなく、原子力平和利用は、あらゆる科学上の進歩した技術を応用して、災害を未然に防ぐ万全の処置を原子力委員会その他の機関においてやられておるわけでありまして、私といたしましては、今日の原子力平和利用の職場において、一時原子力というものの對して恐怖を抱いたようなばかな考え方というものは、だんだん薄れていく、非常に安全性が濃くなってきていると思う。これはその実質のPRにもよるのだらうと思うのでありますが、なおかつ、先ほど有沢委員の仰せられましたように、どこかに未知の分野があつて、これに對する恐怖の精神的被害といひますか、そういうものが残っている、こう私は思うのであります。それが、従業員は労災保険でもって災害補償ができるからこれはよろしいといつても、先ほど専門的な見地から岡委員が申し述べられました通り、いろいろ

な障害が起きてくる。特に生殖の障害が起るとか、あるいは今度は奇形児が生まれてくる。普通道徳的に考へて、この家庭には奇形児が生まれたいというものが大体わかつているのに、ぼこりと奇形児が生まれた、そういう場合に、従業員の災害はこれから除くということになっている。そうすると、従業員の子供にできた奇形児に對しての賠償というのは、一体どこでやられるのですか、そういうことを御答弁願いたいと思う。

○江政府委員 お答え申し上げます。

従業員の子供さんは従業員でないことはもちろん確かでございますから、従ひまして、従業員という解釈には入らない。しかし、従業員の業務上となつておりますから、業務上奇形児を生むとかいうような損害をその従業員が受けている場合、そのときの子供さんといふものは、やはり第三者、すなわち、従業員は第三者でございますから、第三者という概念の中に入る。従ひまして、その障害の認定がいつの時期になるかとかいうことについては、いろいろ事実認定上の問題がございまして、すなわち、この損害賠償法にいうところの第三者の損害というふうに含めて処置していきたいという方針でございます。

○齋藤(憲)委員 そうすると、今の御解釈によりますと、子供が腹の中に入つていてるときに、もそういう放射能障害によつて奇形児的な存在にやつたといふことは、第三者の状態であるといふわけですね、そうですか。

○江政府委員 それは、すでにおなかの中にいるといふのは婦人の場合でござ

います。男性の場合には、おなかの中

にいますという表現が当たるかどうか

わかりませんけれども、すなわち、胎

児の状態であるかどうかといふことで

ございまして、胎児でなくとも、

そういう胎児を生じ得るところの状況

にあるその時点において損害を受けた

といふふうな認定されるものだろうと

考えております。だつたらうと申しした

のは、そのようになつてまいりますと、

先ほど申しましたように、その損害を

受けた時点における事実認定の問題と

いうことに相なりますので、行政当局

が、その事実認定を仮定の問題におい

ていたすわけには参らないものでござ

いますから、だつたらうといふような表現

でお答えするよりほかならうと思つて

ございまして、男性の場合には、おなかの中

にいますという表現が当たるかどうか

わかりませんけれども、すなわち、胎

児の状態であるかどうかといふことで

ございまして、胎児でなくとも、

そういう胎児を生じ得るところの状況

にあるその時点において損害を受けた

といふふうな認定されるものだろうと

考えております。だつたらうと申しした

のは、そのようになつてまいりますと、

先ほど申しましたように、その損害を

受けた時点における事実認定の問題と

いうことに相なりますので、行政当局

が、その事実認定を仮定の問題におい

ていたすわけには参らないものでござ

いますから、だつたらうといふような表現

でお答えするよりほかならうと思つて

でございますけれども、その従業員

であつたおりに損害を受けた、たとえ

ば、従業員でなかつた場合のときのこ

とを考へられておると思ひますが、従

業員であつたおりの損害を、そのとき

の遺伝因子であるといふことがもしも

証明されるといふことであるならば、

生まれてきたところの子供は、當然に

損害を受けたといふふうな解釈すべき

であらうと考へております。しかし、

その損害を受けた時点のとらえ方は、

あくまでも事実認定といふことに相な

ると思つてございまして。

○齋藤(憲)委員 私の言つてゐるの

は、さつき長官も御答弁になつたよう

に、原子力災害に對する損害賠償は、解

釈の可能な限りにおいてこちらに善意

に取り計らつて災害の賠償をしてやる

のだといふところからいいますと、こ

のうちは健全なうちで、どうも奇形児

なんか生まれたことがないのに、おや

じが原子力の事業場におつたために、

むすこに奇形児が生まれたという、従

来の労災においては解決のできないよ

うなケースが生れたときに、労災で

もつてこつた補償が成り立つのか、

こつたのか、それは第三者だと

か第二者とか区別すれば、はつきりし

た損害の価値は出てくるけれども、第

二者と第三者の事業場における相關関

係によつて起きるところの損害がある

わけですが、精神的な労苦とかいふもの

は……むすこが受けたところの損害

と、奇形児が生まれたために受けたお

やじの損害といふものは、別個な損害

だと考へておる。そういうのは、今の

労災ではと割り切つて、長官の言わ

れるような可能な限りにおける善意の

賠償といふものはできるか、こつた

質問をしてゐる。

○村上説明員 第三者か第二者かとい

う議論が出たようでございしますが、事

業主に對する第三者といへば、私ども

は、労働者も入り得る可能性があると

思ひます。しかし、それは別といたし

まして、一般のいわゆる第三者につ

きまして、これは不特定多数人であ

り、それから損害が発生した場合に、

いわゆる無過失賠償責任制度というも

のがなければ、民法の不法行為論でも

それを処理するより仕方がない。しか

し、その場合に、損害賠償額の算定は

非常に裁判技術上もむづかしい問題が

あるようでございまして、それでは

いけないだらうといふので、そういう

法制のないところで作つたのがこの賠

償法ではないかといふふうな私ども理

解しておつたのであります。ところが

が、労働者につきましては、労働者災

害補償制度がある。労働基準法上もあ

りますし、労災保険法上もあるわけで

ございまして。従ひまして、こつた災

害補償制度があるものと、不特定多数

の第三者とか、一方においては補償制

度があり、一方においてはなしとい

う関係でありますから、不特定多数の第

三者につきましては、御審議になつて

おるような法律も非常に必要であろ

う。労災保険におきましては一応体制

が整備されておる。これは原子力のみ

ならず、従来とも、放射線障害患者に

つきましては扱つてきたわけでありま

す。ところが、この労災保険で扱うと

いふことになつて、おのずから原

則的な制約を受けるわけでありま

す。つまり、これは事業主が無過失賠償責

任を負つておるのであります。その

負う責任は、労働者が負傷、疾病、死

亡等の災害によりまして、いわゆる稼

得能力、アーニング・キャパシティを

喪失したとして、従来得ておつたこ

ころの賃金収入が得がなくなる、そ

う損失を填補するといふ制度である

と私どもは心得ております。従ひま

して、奇形児が生まれたといふ場合に、

その奇形児が生まれたことによつて、

該労働者は労働能力の一部喪失した、

あるいは完全喪失したといふ關係には

ないわけでありまして、使用者の無過

失賠償責任を根拠といたしますところ

の労災保険によりまして、その奇形児

に對して補償するといふ考へ方は出て

こないのじゃなからうか、かやうに私

思ふのであります。ただいま原子力

局の方から、第三者として損害賠償の

問題になり得るといふような意味のお

話がございまして、その場合におきま

しても、あるいは労災保険その他の制

度で考へる場合におきまして、損害

賠償額の算定をいかにするかというような技術的な問題については、非常にむずかしい問題があるのではなからうか。私ども、そういった奇形児の補償につきましてどうしたらいいかというのを、外国の立法例もあさってみたこともありすが、寡聞にいたしまして、そういった点についてはなかなか制度が整備されていない、こういう事実を発見したのでございます。しかし、何分まだ研究不十分でございますから、そういった点につきましてさらに一そう研究を重ねてみたい、かように思います。

○齋藤(憲)委員 どうも専門的になってむずかしくてわかりませんから、質問はやめますが、私が御質問申し上げておるのは、そういうような未知の世界における不安というものをこういう法案によって除去しないと、法律の効果は出ていないのじゃないか。たとえば、一つの事例として考えたのですが、今のは、奇形児は生活していきまね。生活していくと、第三者としての損害というものを今後どうして訴えてもらうかということもできるけれども、それじゃ、ぼっくり死産した場合は、明らかにそれは奇形児の死産です。それは今までから考えると、これは放射能障害で奇形児となつて、生命を得ずして、生まれてきたときに死んでおつたというような場合、これを災害補償の問題として一体どう取り扱うか、まだ原子力障害というものは未知の世界があるのだから、未知の世界に対して法律上統一したところの見解をはっきりと表示して、一般大衆に安心を与えらるというのが法律の一つの大きなねらいじゃないか、そういう点について一

つ十分御検討をお願いしまして、また、もっと深刻な専門的な質問が出たときにはつきりお答えのできるように、一つ御当局に御勉強願いたい、こういう老婆心で質問いたした次第であります。

○山口委員長 本日はこの程度といたし、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

昭和三十六年四月二十六日印刷

昭和三十六年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局